

アメリカ，カナダにおける 女性の第一次大戦参加と参政権獲得

— 議会の審議過程を中心として —

高 村 宏 子

要 旨

参政権は市民権（市民としての権利，特典，義務）の中でももっとも重要な要素と考えられてきた。とくにアメリカやカナダのようにヨーロッパからの移民が中心となって築き上げ，先住民や非ヨーロッパ系を排斥しながら発展してきた社会では，愛国心や戦争への参加が市民の資格として重要であると考えられている。アメリカ，カナダで連邦レベルにおける女性参政権が実現したのは第一次世界大戦中および大戦直後である。カナダでは二つの戦時立法によって一部の女性に投票権が認められたのにつづいて大戦中の1918年に女性参政権法が成立した。アメリカの場合，女性参政権は憲法修正第19条として1919年に議会を通過した。本稿は，女性の第一次大戦への貢献がそれぞれの議会でどのように評価され，女性参政権の実現にどのような影響を与えたかについて明らかにし，市民権と戦争との関係を検証する。アメリカでもカナダでも女性参政権が連邦議会で審議される頃までには不完全なものを含めると多くの州で女性の投票が認められていたため，女性参政権に対する抵抗は少なくなっていた。加えて，第一次大戦におけるさまざまな分野での女性の活躍と協力が議会で評価され，女性参政権の実現を早めたことが議会資料を通じて明らかになる。

I. はじめに

女性の地位が比較的高いと言われてきた欧米先進諸国においても女性参政権の獲得には困難な歴史があり，永年にわたる運動の結果，20世紀になってようやくその実現をみたことはよく知られている。そして，この女性参政権の実現には第一次世界大戦における女性の貢献が影響したことは現在ではほとんど定説になっている。アメリカ，カナダで，連邦レベルの選挙権が女性に与えられたのは，第一次大戦中または大戦後のことであった。カナダの場合，大戦中の1917年から1918年にかけて一連の選挙法が成立し，3段階を経て女性に参政権が実現した。まず，1917年8月に議会を通過した軍隊内投票者法（Military Voters Act）では，カナダ軍に所属する兵士すべてに投票が許されたため，結果的に女性兵士にも選挙権が認められた。つづいて1917年9月に可決をみた戦時選挙法（Wartime Election Act）では，カナダ軍兵士の妻，娘，姉妹など女性家族に投票権が認められ，該当する英国臣民の（カナダは当時，イギリスの自治領であったため，カナダ生まれとカナダに帰化した外国生まれは英国臣民とされた）女性には選挙権が与えられた。さらに，1918年4月，女性参政権法（Women's Franchise Act）によってカナダの女性すべてに参政権が認められたのである⁽¹⁾。一方，アメリカでは女性参政権を認める憲法修正第19条が1918年に議会を通過し，その後各州による批准を経て1920年に女性参政権が実現した。

カナダでもアメリカでも女性参政権は地方レベルの選挙ではすでに多くの州で実現し既成事実となっていたため、こうした連邦レベルにおける女性参政権の付与に対しては当然の結果とみなす考え方も多い。また、女性参政権獲得のための運動の歴史を振り返ると、地方組織による根気強い闘いの積み重ねが明らかになり、連邦法や憲法による女性参政権の実現の重要性を低く評価する意見もある。とはいえ、多くの人々が理解している通り、女性参政権の実現には第一次大戦の影響があることは事実であり、この関係を明らかにすることは重要である。しかし、この点に関しての先行研究は意外に少ない。女性参政権をめぐる研究は無数に存在すると言ってもよいが、ほとんどが地方レベルの運動について詳しく述べたもので、連邦レベルにおける実現についての研究は限られている。しかも、第一次大戦との関連で詳しく論じたものはほとんどない。1990年代以降のアメリカの博士論文の中には戦争と市民権の問題を扱ったものが散見されるが、第一次大戦との関係で論じたもので見るべきものはない⁽²⁾。本稿は、ほぼ同時期に女性参政権の実現をみた北米の二つの国、アメリカ、カナダの連邦議会における審議過程を分析し、アメリカ人女性とカナダ人女性の第一次大戦における貢献が、それぞれの議会においてどのように評価され、参政権の実現にどのように関係したかについて明らかにすることが目的である。いわば定説となっている女性参政権の実現と第一次大戦の影響について、主に両国の議会資料を用いて実証を試みるつもりである。

II. 第一次世界大戦時のアメリカ・カナダの女性

第一次大戦当時イギリスの自治領であったカナダは、イギリスの宣戦布告と同時にヨーロッパへの派兵を余儀なくされ、女性も戦時体制に巻き込まれることになった。一方、アメリカは当初は中立を保っていたものの、1917年に参戦を果たすと女性もさまざまな形で戦争に協力することになった。それまで戦争は男の仕事と考えられ、女性は銃後の責任を担うことが当然とされていたが、第一次大戦ではアメリカでもカナダでも女性がはじめて兵士として軍隊に採用され、戦闘にこそ参加しなかったものの、戦場において重要な役割を果たした⁽³⁾。カナダでは、1914年から1918年までの間に2000人以上の女性が看護婦としてヨーロッパ遠征軍に加わった。また、1000人以上がカナダ空軍に採用され、トラックや救急車の運転など戦場での任務を担当した⁽⁴⁾。一方、アメリカではアメリカ参戦と同時に海軍で女性事務系下士官が採用され、200人の女性海軍予備役が誕生し、1918年までに11,000人にまで増加した⁽⁵⁾。1918年には海兵隊でも女性予備役の募集が行われ、大戦終結時までには305人の女性兵士が海兵隊に所属していた⁽⁶⁾。さらに、平時における看護部隊の常設を1901年に始めた陸軍、同じく1908年に始めた海軍では、参戦と同時に女性看護兵への需要が増大した。大戦終結時までには陸軍看護部隊に2万人以上、海軍看護部隊には約1400人の女性が所属し、一部はヨーロッパ遠征軍に加わってイギリスやフランスに派遣された⁽⁷⁾。

アメリカでもカナダでも開戦と同時に国内の愛国的気運が高まり、戦争に積極的に協力しようとする女性は多かったが、軍隊に入って戦場に行くことに関しては、アメリカ女性の方が積極的であった。アメリカでは、看護婦だけでなく女性医師の中にも戦地での医療活動を希望する人々が相当数おり、全米女性医師会は軍医として遠征軍に加わることを要求する運動をくりひろげた。看護婦の場合

と違って、当初女医への需要はあまりなかったが、大戦末期には戦地における医師の不足によって女性の軍医が実現し、約350人のアメリカ人女性医師がヨーロッパの戦場で任務についた⁽⁸⁾。

第一次大戦はアメリカ、カナダ両国にとって国民のすべてを巻き込んで戦うはじめての総力戦であった。それまでの、あるいは第二次大戦後にアメリカやカナダが経験した部分戦争とは違い、直接軍隊に関わらない女性も間接的に戦争協力を求められた。女性の参加なしには戦争の遂行は無理であったことが多くの人たちに認知された戦争であった。男性が戦争に行ったあとの労働市場に女性が参入して活躍したのはアメリカもカナダも同様であった⁽⁹⁾。大戦中は労働力不足を解消するため、鉄道部門などそれまで男性労働者によって占有されていた職種や領域にも女性が進出した。とくに、第一次大戦期はちょうど新しい技術が生まれ機械化がすすんだ時期とも重なったため、作業の単純化によって重工業部門への女性の進出が可能になった。こうして軍需産業における女性の貢献がアメリカでもカナダでも戦争の遂行に不可欠と考えられるようになったのである。

大戦中の女性労働市場は工業ばかりではなかった。国の内外における食糧需要の増大に対処するため、女性たちは農業分野においても貢献した。アメリカでは、のちの大統領で当時の食糧庁長官ハーバート・フーバーが食糧増産計画を打ち出し、戦場に送られた男性農業労働者に代わって女性が農業労働に従事することになった。平和主義者で女性参政権運動推進者のジェーン・アダムズは、食糧生産こそ戦時の女性に与えられた天職と説き、大戦中に女性が農業に従事することを奨励した⁽¹⁰⁾。戦場にならなかったアメリカ、カナダにおける農業生産が、戦火にさらされたヨーロッパへの食糧供給に果たした役割は大きく、その意味で農業従事者の女性たちも戦争を支える重要な役目を担っていたことになる。

Ⅲ. カナダにおける女性参政権をめぐる議論

カナダにおける女性の参政権獲得運動は地方組織を中心に19世紀半ばから始められ、全国組織が生まれたのは19世紀末であった。その結果、第一次大戦中の1917年から1918年にかけて、連邦レベルでは軍隊内投票者法 (Military Voters' Act=MVA とする)、戦時選挙法 (Wartime Election Act=WEA とする)、女性参政権法 (Women's Franchise Act=WFA とする) の成立によって3段階を経て女性参政権が実現した。また州レベルにおいても女性参政権は一部の州を除いてほぼ同時期に実現し、第一次大戦における女性の貢献が女性参政権の実現を促進したことを証明しているように思われる⁽¹¹⁾。したがって、連邦レベルにおける女性参政権の付与は、各州での議論と実績を踏まえた上で実現した当然の結果であり、注目には値しないという意見もあるかもしれない。しかし、連邦レベルでの審議過程を分析することは、州レベルにおける女性参政権の評価や、女性の戦争協力に対する評価を知る上で意義があろう。以下、3段階を踏んで実現したカナダの女性参政権についてそれぞれの議会審議の内容を明らかにしてみたい。

まず、1917年8月、戦時立法の一つとしてMVAがカナダ下院を通過した。同法は、カナダ軍に所属する兵士は男女を問わず遠征中の軍隊内や戦場において投票できる制度を導入したもので、とくに女性参政権を意図したわけではなかった。法案が議会に提出された背景には、戦争のために投票でき

ない有権者が増大し、このことが選挙結果に悪影響を及ぼすことを恐れた与党自由党の思惑があった。したがって、議会審議の大半は軍隊内における投票や集計の方法、あるいは戦場における実施が可能かどうかなどに終始し、女性が投票権を得ることについてはほとんど議論されていない。ここでは詳しい審議の過程は省略し、女性参政権に関する部分のみを取り上げて考察することにする。

同法案の提案者で法務大臣のチャールズ・ドハーティは主旨説明の中で、「(投票権は)兵士に限らず、カナダ軍およびイギリス帝国軍に属する人々を対象とし、性別に関係なく……たとえば看護婦はたいてい女性だが、それでも対象に含まれる」と述べた⁽¹²⁾。同議員は女性が参政権を得ることについて次のように説明している。「この戦争でカナダが戦う大義のため任務についているすべての者が該当する」ので、「投票の権利は、わが国のために兵役についている者すべてに与えられる」とした上で、女性に投票権を与えることがきわめて「異例な」ことだと認めた。そして、「わが遠征軍で任務についている女性たちを性別を理由に法案の対象から排除することはしなかった。……もし、これが異例だとすれば、参政権が認められていないインディアンが対象に含まれていることも同様である」と述べた⁽¹³⁾。

軍隊内の女性に投票権を認める提案に対しては議会の反対はなく、むしろ女性参政権の拡大を求める声があがった。たとえば、「単に遠征軍で任務についたという理由だけで女性に投票権を与えることには賛成しかねる。すべての女性に投票権を拡大するなど、もっと幅広い適用を原則とすべきである」との発言があった⁽¹⁴⁾。一方、兵役につき戦地に行った者は特別な扱いを受けるべきとする意見も根強く、「カナダの男性も女性も戦地に行った人は投票権を得ることを法律によって規定すべきだ」との主張もあった⁽¹⁵⁾。結局、MVA に関しては選挙の実施方法などをめぐって修正意見が多く出されたものの、軍隊内の女性に投票権を認めることにはまったく異論がなかった。

つづいて、1917年9月にカナダ下院にやはり戦時立法として上程されたWEAは、カナダ軍に所属して戦争に参加している兵士の妻、娘、姉妹など女性の家族で英国臣民となっている21歳以上の者に投票権を与える一方、良心的兵役拒否者や敵国生まれで1902年以降カナダに帰化した者に対しては投票権を剥奪するといった内容であった。この法案も女性の権利を認めることが主要な目的ではなく、議会でもたびたび指摘されたように、政府に対する支持票を獲得して、徴兵制など政府の提案を有利に推進しようとする意図が隠されていたのである。つまり、先のMVAが制定されても戦地の兵士たちは必ず投票できるとは限らないので、そういう兵士たちの代わりに女性家族に投票権を認めることが主旨であった。同法案を強く支持するロバート・ボーデン首相は次のように述べている。「原則はMVAと同じである。海外で戦っている遠征軍の兵士に投票の機会がどれくらいあるかわからない。だから、これらの兵士の親族が代わりに意思表示をしてもかまわないではないか。いや、むしろ意思表示をすべきである。ドイツで捕虜になっている兵士に代わって投票するという考えは正しいのではないか」と⁽¹⁶⁾。このWEAによって投票権を得る女性は約50万人と見込まれていた⁽¹⁷⁾。

しかし、MVAの場合とちがいで、こうした条件で女性に投票権を与えることに対しては議会内での反対は強かった。一部の女性、しかも兵士の家族にのみ投票権が認められることに対する疑問であった。ある議員によれば、「この法案は愛国的女性を無視している。赤十字のために働いている女性、

愛国基金のために仕事をしている女性、兵器工場で働く女性たちの愛国的行為を無視している。……戦場の兵士のためにソックスを編んで送っている女性、戦場に慰問品を送っている女性」も「男性と同じ政治上の権利が与えられるべきだ」と主張した¹⁸⁾。また、べつの議員は、戦争に協力し国家に忠誠を尽くしている女性にこそ参政権を認めるべきだと、次のように主張した。「開戦以来、軍需工場で働いてきた女性たちに対して何と言ったらいいのか。愛国的な目的でトラックを運転している若い女性に何と言ったらいいのか。彼女たちも国のために尽くし、犠牲を払っているではないか」と¹⁹⁾。一方、WEAが女性参政権を認めているかのようにみえて、じつは「男性参政権を2倍にしているだけだ。女性だからという理由で彼女たちに参政権を認めているわけではない」との指摘もあった²⁰⁾。そして、「戦争に勝つための法案ではなく、選挙に勝つための法案だ」という批判もあった²¹⁾。

たしかに、WEAは女性参政権のための法案ではなかったが、その審議過程で一般女性の戦争への協力や貢献が取り上げられたことは、1918年に成立するWFAに向けて効果的なステップになったと考えることができよう。部分的とはいえ女性に参政権を与えた先の二つの法案が戦時立法であったのに対して、WFAは通常立法で男性と同じように女性の参政権を保証するものであった。同法案が可決された1918年の時点では、女性に参政権を与えることに関してカナダではほとんど異論のない状況になっていた。大戦中の女性たちの活躍により「最近女性たちは能力、知力を発揮してきた」ことが、参政権付与の前提として議会で認められていたことも理由の一つである²²⁾。中には、男女が本質的に異なっていると、男女の領域論を持ち出し、女性の領域は家庭であり政治に関わるためには女性に教育をしないと不安であるなどといった意見を述べる議員もいた。しかし、「この戦争という重大な危機においてカナダの女性たちが果たしたすばらしい仕事に賞賛と感謝を贈る」という発言には誰も反論できなかったのである²³⁾。この頃までにはカナダの過半数の州で女性参政権が実現しており、女性に投票の権利を認める必要性はもはや自明のことと考えられていた²⁴⁾。

Ⅳ. アメリカにおける女性参政権をめぐる議論

アメリカの連邦レベルにおける女性参政権は憲法修正第19条として1919年に連邦議会で可決された。19世紀半ばから続いていた女性参政権運動の結果、20世紀初頭までには西部諸州を中心に11州で女性参政権が実現し、その他多くの州でも不完全ながら女性の投票が認められていた。一方、東部や南部では女性参政権が憲法修正第19条によってやっと実現したのである。憲法修正条項で女性参政権を保証しようとする試みは1914年に組織された全国女性党によって具体化し、その後アメリカの第一次大戦参戦とともに米国議会で取り上げられて急速な進展をみたのであった。1918年に下院に提出された女性に参政権を認める憲法修正案は、上下両院の審議を経て、1919年5月に下院、同じく6月に上院で可決されたのち、1920年8月までに憲法修正に必要な4分の3以上の州で批准されて成立した。女性参政権をめぐるのは、西部諸州における前例が有利に作用する反面、黒人の投票を州法によって制限している南部諸州では黒人女性の参政権に対する抵抗から憲法修正案への反対が強かった。あるいは、投票に関する権利は各州で定めるべきだとして州権を主張する意見も強く、審議は難航した。しかし、第一次大戦中の女性の活躍に対する評価が追い風となって女性参政権は実現した。

以下、女性の戦争参加をめぐる評価について上下両院本会議および委員会公聴会における議論をみてゆくことにする。

「国家の危機に際して武器をとって戦うことが市民としての資格として重要である」という議論が古くからあり、この考え方が女性参政権を阻む大きな根拠の一つだったことは事実である。下院女性参政権委員会の公聴会で意見を述べた前上院議員のジョーゼフ・ベイリーによれば、「戦時に国の防衛のために召集されうる市民はだれでも投票する資格がある。……女性には投票する権利がない。なぜなら、市民として重要な二つの義務を果たすことが物理的に無理だからである。(喝采) 二つのもっとも重要な義務とは、兵役と郡の法務執行官の任務である。」²⁵この発言に対しては議長が口をはさみ、すでに女性の法務執行官や女性兵士が存在することを示唆したが、それでもこの発言者のように「古い人間」を自負し、男性の領域に女性を入れたくないという考えの持ち主は少なくなかった。これに対して、女性参政権運動の指導者キャリー・チャップマン・キャットは次のように反論した。「アメリカ人女性は銃をかつげないとずっと言われてきた。これは40年前の話だ。時代おくれである」とし、さらにミタリズムの無意味さを強調した上で、「兵役を市民の義務とし、投票の権利がそれに対して与えられる特権」とする考え方を批判した²⁶。一方、同じく女性参政権運動を進めている全米女性参政権協会 (National American Woman Suffrage Association) 議長のマウド・パークは、「もし開戦になったら、我々女性の体を一番に政府に捧げる」と、同協会がアメリカの宣戦布告前にすでに決議していたと述べ、女性に投票の資格があることを強調した²⁷。

第一次大戦の場合は、女性が兵士として参加したとはいえ、彼女たちは非戦闘員だったため「武器をとった」とは言えなかったが、そうした状況に対して、戦場における女性たちの貢献を評価する意見もあった。「わが国の女性は実際に戦場で戦うことはできない。しかし、救急部隊、トラック輸送部隊、看護部隊での彼女たちのすばらしい仕事を考えてみなさい。彼女たちはフランスで何千というわが国の若者の生命を救っているのだ。」²⁸また、「彼女たちは戦場で看護の任務に当たってきた。彼女たちが男性以上のことをやったことを誰が疑おうか。外科手術においても男性と一緒に偉大な仕事をなしとげてきた。……彼女たちは、現在フランスやイギリスで骨の折れる任務についているのだ。」²⁹「海の向こうでは赤十字の女性たちが病院や戦場で生命を危険にさらしながら男性の傍らに立っている。」³⁰ こうした発言は数は多くはないものの、事実として上院や下院の審議で議場の支持を得た。

しかし、女性の貢献がもっとも認められたのは、国内の産業において女性たちが果たした役割であった。たとえば、従来男性の職域だったところに女性が進出したことで、女性も男性と同じ権利をもつことを正当化する発言があった。「彼女たちは衣服、弾薬、鉄道、船舶の製造に携わり、役に立ってきた。」³¹「衣料、食糧、弾薬、看護婦、これらは戦争には欠かせない。これらなくして兵士は戦えない。女性たちは世界大戦において気高い役割を果たしている。彼女たちの功績は、我が国の英雄的な兵士と同じくらい重要だ。」³²「1000万人の女性が工場などに働きに出ている。そして男性のする仕事を何でもして、国を忠実に支えている。」³³「今日、女性たちは男性のするあらゆる仕事を銃後で行っている。武器・弾薬、衣服の製造、彼女たちはあらゆる種類の仕事についている。この瞬間、

傍聴席で耳を傾けている女性たちは兵士のために働いているのだ。』³⁴「彼女たちは国内ではエレベーターを動かし、トラックや路面電車を運転し、あるいはタクシーや救急車を運転し、倉庫の管理をしている。』³⁵そして、「彼女たち以上に愛国的な人間はいない。……彼女たちは可能なすべての業務についている。彼女たちは何千もの戦時業務に携わってきた。……女性に参政権を与えないという理由はない。』³⁶とか、「もしも戦争が続けば、かなり多くの女性が男性に取って代わることになるだろう。産業が男性と同じ業務を女性たちに要求するとすれば、女性たちの責任は事実上男性と同じになる。』³⁷といった結論を導いた。そこで、全米女性参政権協会会長の発言、「女性たちは、この戦争で男性以上に働いてきた。女性たちは参政権はないが、参政権のある男性以上の働きをしている」が、説得力をもつことになったのである³⁸。あるいは、「工業は戦争と重大な関係がある。男性に代わって女性がこれに携わっているが、戦時の現在、高い基準が要求されている。……女性も……高い水準に達する努力が必要だ。だから、女性に参政権を与えることによって、男女が平等の責任を負うことができる。』³⁹こうした意見に対して、議員の中には「女性には銃をもたせたくない」と考えたり、弱々しい伝統的な女性像にこだわる議員もいたが、総力戦という状況の中で女性たちが男性に劣らないことを証明しつつある現実を認め、男性と同等の権利を認めざるをえない空気が支配的になっていたのである。

一方、女性本来の領域とされてきた部分における貢献を評価する声も多かった。「アメリカは前にもまして女性の助けが必要だ。……食糧、衣料、看護、節約、環境保護など、女性の分野の問題だ。』⁴⁰「国内に留まっている女性たちは食糧を保存して国の役に立ち……船の中、汽車の中、路面電車の中で兵士を守るための衣服を編む女性の『祈りのこもった手』がある。』⁴¹あるいは男女の役割分担論を持ち出した発言もあった。「問題は男女の能力の比較やどちらが防衛上必要かということではない。それは、労働の分担の問題だ。……女性は戦争において役割を担ってきた。負傷者を看護したり、子供を育てたりして。彼女たちは戦う男性と苦痛を共有している。……彼女の仕事や義務は異なった性格のものだ。』⁴²また、「女性たちは戦場では戦えなくても、国内で食糧を生産したり、戦っている人のために衣服を作っている。そして、戦場では病人、負傷者の救助に当たっている。』⁴³このように、公聴会、議会審議の過程をみる限り、戦争における女性の役割としては、食糧、衣料の生産、看護など女性の領域での活躍が評価される傾向が強く、そこから女性に参政権を認めざるをえないという結論にいたる意見が多かった。

女性参政権問題を戦時立法として処理しようとする意見もあった。女性に投票権を与えることによって女性たちを取込み、戦時の挙国一致体制をつくろうとする考え方である。ウッドロー・ウィルソン大統領が憲法修正第19条の早期通過を訴える目的で行った上院での演説でも、こうした大統領の立場は明白である。「この戦争は国民の戦争である。……女性たちの役目は戦争のまさに心臓部である。……この修正条項の可決は、戦時措置としてきわめて重要である。……この修正案は戦争の勝利にとって重要なのである。』⁴⁴ヨーロッパやカナダでは戦時立法として女性参政権が実現したことを例にあげ、アメリカにおいても女性参政権を戦時立法として採用しようとする提案もあった。「カナダ政府は愛国的な女性をサポートすることを実現した。……カナダ議会は、これらの女性に投票権を認

めた。忠実なカナダの女性たちはカナダの徴兵問題で政府に協力した。彼女たちの賛成票がなかったら徴兵問題は悲惨な結果になったであろう。カナダ政府もこう認めている」と、ある議員はカナダが戦時選挙法で軍関係の女性家族に投票権を与えた例を紹介した⁴⁵⁾。アメリカの戦時立法として女性に参政権を考えることは、下院司法委員会の公聴会で取り上げられた。全国女性党を代表して、マーベル・ヴァーノン女史はこう述べている。「女性参政権を全国レベルで認めることは現実的な問題である。というのは、国内が結束して協調すれば、海外での戦争もうまくいくからだ。女性参政権は国内に必要とされている協調と団結を生み出すために役立つであろう。」⁴⁶⁾下院の審議でも「これは疑いもなく戦時措置法である。アメリカの女性は男性と同じことをしている。工場で、畑で、職場で……。彼女たちは投票権を与えられるべきだと言いたい。それによって、彼女たちは実態のある存在になるべきであろう。」といった意見が出された⁴⁷⁾。

V. むすび

女性に投票権を認める立法は第一次大戦中、欧米先進諸国の議会をあいっいで通過し成立した。女性参政権は、永年にわたる運動の結果、すでに機が熟していたために実現にいたったとされる一方、戦争によって事態が有利に変化し、女性参政権の実現を早めたとも考えられている。本稿は、大戦中および大戦直後に女性参政権が実現したアメリカ、カナダを取り上げて、それぞれの連邦議会における女性参政権問題の審議の中から戦争との関係で議論された部分を考察し、女性参政権の実現に戦争がどのように影響したかについて検証した。

欧米の社会では「市民」の概念は時代とともに変化し、それにつれて市民と非市民との間の境界線も移動してきた。投票や政治参加は市民にとって重要な権利であり特典であり、参政権の獲得こそ一級市民の証であるとみなされてきた歴史がある。とくにアメリカやカナダのようにヨーロッパからの移民が中心となって築き上げてきた一方、先住民や非ヨーロッパ系人口を排除しながら発展してきた社会では、市民の資格を規定することは重要な問題であった。そして、こうした社会では愛国心や戦争への参加は市民の条件として重要であることがしばしば指摘されてきた。本稿に示された米国議会公聴会での発言や上下両院およびカナダ下院における審議の過程は、アメリカ、カナダの女性の第一次大戦への協力が女性参政権の実現に役立ったことを実証した。これらの議論の中で女性と戦争の関係に触れたものはそれほど多くはなく、アメリカでもカナダでも、議論の中心は投票に関する規定をめぐって州の権限を重視すべきか否か、有色人種にも同等の権利を認めるべきかなどに費やされた時間とエネルギーの方が大きかったのも確かである。しかし、市民の資格として重要とされてきた「国家の危機に当たって国を守る」という条件が女性参政権の実現においても適用されたことは明らかである。

注

- (1) 戦時選挙法および女性参政権法においては、投票資格が「各州の選挙において選挙権を認められている者」と規定されたため、ブリティッシュ・コロンビア州のように人種などを理由に選挙権が制限されている場合や

ケベック州のように女性に選挙権がない州の場合、これらの州では連邦議会の選挙においても女性の選挙権は認められなかった。したがって、すべての女性に選挙権が実現したとはいえない。

- (2) たとえば, Kimberly S. Jensen, "Minerva on the Field of Mars: American Women, Citizenship and Military Service in the First World War," Ph. D. Dissertation, University of Iowa, 1992.
- (3) 第一次大戦に参加したアメリカ人女性に関しては次を参照のこと。Lettie Gavin, *American Women in World War I*, University Press of Colorado, 1997.
- (4) "World War I," in "The Canadian Military Heritage Project," <http://www.rootsweb.com/~canmil/ww1/women/fem.htm>
- (5) Gavin, x.
- (6) Ibid.
- (7) Jeane Holm, *Women in the Military: Unfinished Revolution*, Revised Ed., Novato, California: Presidio Press, 1992, 8.
- (8) William B. Breuer, *War and American Women: Heroism, Deeds, and Controversy*, Westport, Connecticut: Praeger Publishers, 1997, 11.
- (9) アメリカにおける第一次大戦と女性労働者の関係については, Maurine Weine Greenwald, *Women, War, and Work: The Impact of World War I on Women Workers in the United States*, Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1980 を参照。また, カナダにおける大戦中の女性労働者については, Linda Kealey, "Women and Labor during World War I: Women Workers and the Minimum Wage in Manitoba," in *First Days, Fighting Days: Women in Manitoba History*, ed. Mary Kinnear, Regina: Canadian Plains Research Center, University of Regina, 1987, 76-99 ; Ceta Ramkhalawansingh, "Women during the Great War," in *Women at Work: Ontario, 1850-1930*, eds. Janice Acton, et al. Toronto: Canadian Women's Educational Press, 1974, 261-307 を参照。
- (10) 第一次大戦中のジェーン・アダムズ思想については高村宏子「第一次世界大戦とジェンダーに関する一考察：ジェーン・アダムズを中心として」『東洋女子短期大学紀要』第31号（1999年3月）105を参照。
- (11) カナダで女性参政権の実現が遅れたのは, プリンズエドワード・アイランド州（1922年）, ニューファンドランド州（1925年）, ケベック州（1940年）である。
- (12) Canada. House of Commons. Debate, 12th Parliament. 7th Session, August 13, 1917: 4406-4407.
- (13) Ibid., 4689.
- (14) Ibid.
- (15) Ibid.
- (16) Ibid., 5579.
- (17) Ibid., 5591.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid., 5582.
- (20) Ibid., 5644.
- (21) Ibid., 5628.
- (22) Canada, House of Commons, Debate, April 11, 1918: 641.
- (23) Ibid., 637.
- (24) カナダで連邦議会の選挙における女性参政権が確立するのは大戦後の1920年である。WFA の場合, 実際の投票資格は各州の規定にゆだねられることになっていたため, 州レベルの選挙で性別, 人種などを理由に投票権が認められていない女性は投票できなかった。1920年のカナダ自治領選挙法によって, 州の選挙権とは関係なく, 21歳以上の英国臣民でカナダに1年以上, 選挙区に2か月以上居住した者には原則として参政権が認められた。同時に, 女性の被選挙権も実現した。
- (25) U. S. Cong. House. Committee on Woman Suffrage, *Extending the Right of Suffrage to Women*. 65th Cong. 2nd sess. Hearings. H. J. Res. 200. (以後 U. S. H. CWS. 65-2. Hearings とする) Jan. 7, 1918: 217.
- (26) Ibid., 247.

- ⑳ Ibid., 236.
- ㉑ U. S. Congressional Record (以後 Cong. Rec. とする) Vol. 56, Pt. 11, Sept. 26, 1918: Senate 10786.
- ㉒ Ibid. 10781.
- ㉓ U. S. Cong. Rec. Vol. 56, Pt. 1, Jan. 10, 1918: House 778.
- ㉔ U. S. Cong. Rec. Vol. 56, Pt. 11, Sept. 26, 1918: Senate 10775.
- ㉕ Ibid.
- ㉖ U. S. Cong. Rec. Vol. 56, Pt. 1, Jan. 10, 1918: House 778.
- ㉗ Ibid., 767.
- ㉘ U. S. Cong. Rec. Vol. 56, Pt. 11, Sept. 26, 1918: Senate 10781.
- ㉙ Ibid. 10782.
- ㉚ U. S. Cong. House, Committee on the Judiciary, Woman Suffrage, 65th Cong. 1st sess. (以後 U. S. H. CJ. 65-1 とする) Hearings, May 15: 1917: 237.
- ㉛ U. S. H. CWS. 65-2. Hearings. Jan. 7 1918: 168.
- ㉜ U. S. Cong. Senate, Committee on Woman Suffrage, Hearings. April 20, 1917: 57.
- ㉝ U. S. Cong. Rec. vol. 56, Pt. 1, House 769.
- ㉞ Ibid., 805.
- ㉟ U. S. Cong. Rec. 56-11, Senate 10786.
- ㊱ Ibid.
- ㊲ "Equal Suffrage," Address of the U. S. President delivered in the Senate, Sept. 30, 1918. Washington: GPO. 1918.
- ㊳ U. S. Cong. Rec. vol. 56, Pt. 1, Jan. 10, 1918, House 772.
- ㊴ U. S. H. CJ. 65-1 Hearings, May 15, 1917: 216.
- ㊵ U. S. Cong. Rec. vol. 56, Pt. 1, Jan. 10, 1918: House 772.